

みんなの自転車保険

(自転車総合保険、傷害総合保険)

自転車に関する賠償事故やケガが
24時間補償の対象となります!!

自転車補償プラン (自転車総合保険)

賠償事故の場合 (全プラン家族全員が対象です。)

日本国内において、被保険者の方が、自転車の所有、使用または管理に起因して、他人にケガを負わせたり、他の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

業務中の賠償事故について

業務で自転車を利用中に起こした賠償事故は補償の対象とはなりません。通常の通勤通学中の自転車事故は補償されます。※裏面の「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

ご注意 ご自身の乗っている自転車の修理費用は補償の対象となりません。



プラン

年間掛金

プランA 賠償のみプラン

1,650円/年

損害保険料1,270円、
自転車会費・制度運営費を含む

プランB 本人(被保険者)補償指定プラン

2,180円/年

損害保険料1,800円、
自転車会費・制度運営費を含む

プランC 家族全員補償プラン

3,540円/年

損害保険料3,160円、
自転車会費・制度運営費を含む

傷害事故の場合 (プランによって補償額と被保険者範囲が異なります。)

日本国内において、被保険者の方が次のような事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。
業務で自転車を利用中の傷害事故も補償されます。

- ・自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外因によるケガ
- ・他人が運行中の自転車との衝突・接触事故によるケガ



家族全員
賠償責任
自己負担額ゼロ

安心の
充実補償

A・B・C全てのプラン共通!

賠償責任補償は
ご家族全員をサポート!

安心の
示談交渉サービス付!

※詳しくは、裏面をご参照ください。

賠償責任
補償額

1
億
円

自己負担額(免責金額)はありません!



保険商品：自転車総合保険

適用割引：団体割引30%適用

保険期間：1年

自転車事故+日常生活による 賠償、交通事故

充実補償プラン (傷害総合保険)

賠償事故の場合 (全プラン家族全員が対象です。)

日本国内または国外において、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

業務中の賠償事故について

業務で自転車を利用中に起こした賠償事故は補償の対象とはなりません。通常の通勤通学中の自転車事故は補償されます。※裏面の「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

ご注意 ご自身の乗っている自転車の修理費用は補償の対象となりません。



プラン
年間掛金

プランD 本人(被保険者)補償プラン

1,980円/年間

損害保険料1,600円、
自転車年会費・制度運営費を含みます。

プランE 本人(被保険者)補償プラン

2,780円/年間

損害保険料2,400円、
自転車年会費・制度運営費を含みます。

プランF 家族全員補償プラン

5,320円/年間

損害保険料4,940円、
自転車年会費・制度運営費を含みます。

傷害事故の場合 (プランによって補償額と被保険者範囲が異なります。)

日本国内または国外において被保険者の方が、所定の交通用具との衝突、接触等の交通事故または交通用具に搭乗中の事故によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

- ① 交通用具との衝突、接触等の交通事故
- ② 交通用具に搭乗中の事故
- ③ 駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④ 交通用具の火災



家族全員
個人賠償責任
自己負担額ゼロ

安心の
充実補償

D・E・F全てのプラン共通!

個人賠償責任補償は
ご家族全員をサポート!

安心の
示談交渉サービス付!

※詳しくは、裏面をご参照ください。

賠償責任
補償額

3
億
円

自己負担額(免責金額)はありません!



保険商品：傷害総合保険

付帯特約：交通傷害危険のみ補償特約

後遺障害等級限定補償特約(第1級～第3級)・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット

適用割引：団体割引30%適用(自転車総合保険と傷害総合保険の被保険家族数合算10,000家族以上の場合)

保険期間：1年

ご注意 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

お問い合わせ先

(変更(住所変更・プラン変更・解約等)、口座振替(振替結果・認定口座の情報等)に関するお問い合わせはこちら)

●幹事取扱代理店

〈保険の内容に関するお問い合わせはこちら〉

●引受保険会社

一般社団法人
自転車安全対策協議会 事業部

〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北1番21号

サイクルゴー
0570-031965

損害保険ジャパン株式会社

神戸支店 法人第一支社

〒650-8501 神戸市中央区栄町通3-3-17

損保ジャパン神戸ビル

TEL 078-333-2640

FAX 078-333-2674

【受付時間】

◆ 平日

午前9時～午後5時

受付時間
24時間365日

自転車保険 事故受付専用 ダイヤル

0120-25-3190

万一事故にあわれた場合は、
ただちに事故受付専用ダイヤル
または損保ジャパン・取扱代理店
までご連絡ください。

※事故のご連絡の際は、必ず「みんなの自転車保険」のご利用の旨を
お伝えください。

指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022808 <通話料有料>

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

・詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(https://www.sonpo.or.jp/)

- 裏面のご加入内容の確認事項をご確認ください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行なっています。

したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

・このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡してあります約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただかく、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp>)でご参考ください(ご契約内容が異なる場合、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。

・ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

・加入者票は大切に保管してください。

・裏面のご加入内容の確認事項をご確認ください。

・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行なっています。

・したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

・このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡してあります約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただかく、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp>)でご参考ください(ご契約内容が異なる場合、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。

・ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

・加入者票は大切に保管してください。

この保険のあらましと補償内容

[みんなの自転車保険にご加入の皆さまへ]

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、

特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

[加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方、以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。]

この保険のあらまし (契約概要のご説明)

商品の仕組み この商品は、自転車総合保険普通保険約款・傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

保険契約者 一般社団法人 自転車安全対策協議会

保険期間 2021年1月1日午前0時から1年間(以後、毎月1日・15日開始)

※継続契約は応当日の午後4時から開始となります。新規・継続とともに満期日の午後4時に契約は終了します。

※このパンフレットでの募集対象期間は、2021年12月10日までとなります。

申込締切日 第1回目の申込締切日は2020年12月25日(以後、毎月10日締切・同月15日開始 毎月25日締切 翌月1日開始)

引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

●加入者対象: 自転車会員サイクルメンバーズ

●被保険者: <傷害補償>自転車会員サイクルメンバーズまたはその配偶者および同居の親族と別居の未婚の子を被保険者としてご加入いただけます。

【プランC・F】被保険者本人の配偶者やその他の親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。

※被保険者本人またはその配偶者の同居または別居または別居の別は、ケガ・損害の原因となつた事故発生時におけるものをいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	
	日本国内において、自転車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立入り立つたことなどにより電車等 ^{(*)1} を運行不能にさせたこと等によって、被保険者 ^{(*)2} が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。	保険金をお支払いできない主な場合 ①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^{(*)3} を除きます)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など ※(1)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 ※(2)この特約における被保険者は次のとおりです。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります)。ただし、本人に関する事故にかぎります。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となつた事故発生時にあけるものといたします。
賠償責任 (国内のみ補償)	(注) 補償内容が同様のご契約 ^{(*)1} が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください ^{(*)2} 。	
(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。		
(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。		
保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	
死亡保険金 傷害 (国内のみ補償)	保険金をお支払いする主な場合 日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額 日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	保険金をお支払いできない主な場合 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^{(*)3} を除きます)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤自転車による競技、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます)の間の事故 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的の他覚所見 ^{(*)2} のないものなど
後遺障害保険金	後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	
入院保険金 傷害 (国内のみ補償)	日本国内において自転車事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)	
(※1) 家族型の場合 (※2) 医学的の他覚所見 ^{(*)1} とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。		
用語	用語のご説明 用語の定義	
自転車	ペダルまたはハンド・クラシクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます)。およびその付属品(積載物を含みます)をいいます。	ペダルまたはハンド・クラシクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます)。およびその付属品(積載物を含みます)をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する所をいいます。	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する所をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^{(*)1} および同性パートナー ^{(*)2} を含みます。 ※(1)内縁の相手方は、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※(2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の美質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^{(*)1} および同性パートナー ^{(*)2} を含みます。 ※(1)内縁の相手方は、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※(2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の美質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族 未婚	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 これまでに婚姻歴がないことをいいます。	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
傷害総合(保険) 被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ ^{(*)3} をされた場合等に、保険金をお支払いします。 (※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ワイルス性食中毒は含みません。 (注) 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。 ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中 ^{(*)1} の事故 ③駕の改札口を入ってから改札口を出るまでの間ににおける事故 ④交通乗用具の火災など (※) 正規の搭乗装置もしくはほその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。 ●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。		
保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	
死に保険金 傷害 (国内のみ補償)	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	保険金をお支払いできない主な場合 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^{(*)3} を除きます)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤自転車による競技、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます)の間の事故 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的の他覚所見 ^{(*)2} のないものなど
後遺障害保険金	(※) 「後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	
入院保険金 傷害 (国内のみ補償)	日本国内において自転車事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)	
(※1) 家族型の場合 (※2) 医学的の他覚所見 ^{(*)1} とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。		
用語	用語の定義	
自転車	ペダルまたはハンド・クラシクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます)。およびその付属品(積載物を含みます)をいいます。	ペダルまたはハンド・クラシクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます)。およびその付属品(積載物を含みます)をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する所をいいます。	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する所をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^{(*)1} および同性パートナー ^{(*)2} を含みます。 ※(1)内縁の相手方は、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※(2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の美質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^{(*)1} および同性パートナー ^{(*)2} を含みます。 ※(1)内縁の相手方は、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※(2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の美質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族 未婚	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 これまでに婚姻歴がないことをいいます。	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
傷害総合(保険) 被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ ^{(*)3} をされた場合等に、保険金をお支払いします。 (※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ワイルス性食中毒は含みません。 (注) 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。 ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中 ^{(*)1} の事故 ③駕の改札口を入ってから改札口を出るまでの間ににおける事故 ④交通乗用具の火災など (※) 正規の搭乗装置もしくはほその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。 ●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。		
保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	
死に保険金 傷害 (国内のみ補償)	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	保険金をお支払いできない主な場合 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^{(*)3} を除きます)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤自転車による競技、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます)の間の事故 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的の他覚所見 ^{(*)2} のないものなど
後遺障害保険金	(※) 「後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	
入院保険金 傷害 (国内のみ補償)	日本国内において自転車事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)	
(※1) 家族型の場合 (※2) 医学的の他覚所見 ^{(*)1} とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。		
用語	用語の定義	
自転車	ペダルまたはハンド・クラシクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます)。およびその付属品(積載物を含みます)をいいます。	ペダルまたはハンド・クラシクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます)。およびその付属品(積載物を含みます)をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する所をいいます。	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する所をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^{(*)1} および同性パートナー ^{(*)2} を含みます。 ※(1)内縁の相手方は、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※(2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の美質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^{(*)1} および同性パートナー ^{(*)2} を含みます。 ※(1)内縁の相手方は、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※(2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異らない程度の美質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族 未婚	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 これまでに婚姻	